地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当契約（政策目的随意契約）の事後公表

番号	契約業務の名称	契約期間	契約の相手方	契約年月日	契約額	契約の相手方とした理由
1	樹木剪定業務委託	令和8年10月15日　から 令和8年10月24日　まで	公益社団法人　五泉市シルバー人材センター 五泉市太田1092番地1	令和8年10月15日	16,580円	見積書の額が五泉市契約事務規則第41条の規定に基づき設定された予定価格の制限の範囲内で、かつ最低価格であったため。
2	（以下余白）					
3						
4						
5						